

公立大学法人長野県立大学中期目標

前文

県は、平成25年6月に新県立大学基本構想を定め、高等教育を受ける機会の充実に寄与するとともに、新たな「知の拠点」となる新県立大学の開学に向けて準備を進めてきた。県は、公立大学法人長野県立大学（以下「長野県立大学」という。）の設立に当たり、ここに中期目標を示すものであるが、長野県立大学が、常に教育研究の質の維持・向上に努め、深い専門性と幅広い教養を身に付け、豊かな人間性とグローバルな視野を持ち、ビジネスや地域社会にイノベーションを起こして新しい価値を創造していく、地域に貢献するリーダーを育成するとともに、地域課題を解決する研究活動に取り組み、長野県のシンクタンクとしての役割を積極的に果たしていく「知の拠点」となることを望むものである。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間

第2 教育研究等の質の向上に関する事項

1 教育

(1) 人材育成の方向

ア 少人数教育を基本に、授業に積極的にアクティブラーニングを用いるなどして、学生の論理的思考、コミュニケーション能力、主体性等の社会人として求められる実践的・専門的な能力の向上に努めること。

イ 海外プログラム等により、学生が実践的な英語力を身に付けるとともに、多様な価値観を理解し、グローバルな視野を持って協働できる人材へと育つよう努めること。

(2) 入学者の受入れ

ア 県民の進学希望に応えるため県民枠を設定するとともに、大学入学者選抜改革を見据えて、入学者選抜の仕組みを構築していくこと。

イ 他大学からの編入学及び他大学との単位互換制度について、実施に向けて検討すること。

(3) 教育の質の向上等

ア 学修内容が身に付くよう、予習・復習を促し、アクティブラーニング

を取り入れた双方向の授業を行うとともに、厳格な成績評価を行い、卒業生の質の保証を図ること。

イ 大学院を含め、教育の充実の方策について具体的に検討すること。

ウ 教育の質を向上するため、教員に対する研修の機会を積極的に設けること。

(4) 学生への支援

ア 学生が、1年次全寮制及び地域との連携・交流の取組により、豊かな人間性、主体性、社会性等を持った人材へと成長するよう努めること。

イ 就学困難な学生のための奨学制度の構築を図るとともに、多様な学生に対応した生活、学修等の支援に取り組むこと。

ウ 学生へのキャリア支援を行うとともに、県内企業等への就職促進に取り組むこと。

2 研究

(1) 特色ある研究の推進

地域の特性及び学部・学科の特性に応じた特色ある研究活動を推進するとともに、国内外の大学、研究機関等と連携を図ること。

(2) 研究費の確保

競争的研究資金、共同研究、受託研究等の外部資金の獲得に努めること。

3 地域貢献

(1) 産学官連携

産学官連携の中核的な役割を担い、緊密かつ柔軟な連携を進めて、地域に新たな価値を生み出していく仕組みの創出に努めること。

(2) 地域連携

ソーシャル・イノベーション創出センターを中心に、地域、企業、大学等との連携を図り、地域の価値を高める取組に努めるとともに、県民の多様な学習機会に資するよう努めること。

あわせて、地域連携に資するサテライト機能について検討すること。

4 国際交流

国際感覚を備えた人材の育成等のため、海外の大学等との連携を進めて教育研究を行うとともに、留学生の受入れの推進及び交流の支援を行うこと。

第3 業務運営に関する事項

1 運営体制の構築

理事長及び学長が、役割分担のもとリーダーシップを発揮して大学運営を行うとともに、内部・外部監査の適切な実施によるモニタリング及び情報の公表を行うこと。

2 組織・人事運営

(1) 研修及び人事評価

大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるよう、職員に対する研修の機会を積極的に設けるとともに、教職員の能力及び業績を適正に評価する人事評価制度の構築を進めること。

(2) 職員の確保

事務に精通した職員を育成・確保し、専門性の向上を図ること。

第4 財務内容に関する事項

1 自主財源の増加

教育研究及び地域貢献の充実を図るため、県からの運営費交付金に加えて、自主財源の増加に努めること。

2 経費の節減及び資産の管理運用

大学運営に係る経費の節減及び資産の適切な管理運用に努めること。

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する事項

1 自己点検・評価の実施

自己点検・評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、大学運営の改善につなげること。

2 積極的な情報発信

教育研究活動の状況等に係る情報の積極的な発信と併せ、長野県立大学の

知名度を上げる広報活動に努めること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 施設設備の整備、活用等

施設設備を有効に活用するとともに、適切な維持管理に努め、良好な教育研究環境を確保すること。

2 安全管理

学生及び教職員が安全かつ健康に活動できる大学環境の維持に努めること。

3 法令遵守等

学生の個人情報の保護をはじめ、適切な情報管理を行うとともに、ハラスメント防止、研究活動上の不正防止等健全かつ適正な大学運営のため、コンプライアンスの徹底を図ること。